

第4章 資料編

1 環境行政

資料 1 -1 環境行政の推移資料

年 月 日	主 要 事 項
H16.10.12	市制施行（人口：105,464 人 世帯数：41,648 世帯）
H17. 2.16	（「京都議定書」発効）
2.22	薩摩川内市環境審議会設置（21 名に委嘱）
6. 1	（外来生物法施行）
9. 1	薩摩川内市一般廃棄物計画生活排水処理基本計画策定
10.22	環境フェア開催（純心女子大学）
11. 8	蘭牟田池がラムサール条約湿地登録
11.19	原子力防災訓練
H18. 4. 1	騒音、振動、悪臭防止法に基づく地域指定（市告示 152 号（騒音）、153 号（振動）、154 号（悪臭）） …県からの権限移譲
6. 1	川内原子力発電所 3 号機増設計画に係る環境影響評価の現況調査開始
7. 1	蘭牟田池の外来魚リリース禁止に係る規制開始
9.19	入来都市計画用途地域の環境基準の類型指定（県告示 1437 号）
9.19	飲食店営業等に係る音響機器の使用制限区域の指定（変更）（県告示 1438 号）
10.10	薩摩川内市一般廃棄物計画ごみ処理基本計画策定
10.20	新幹線騒音に係る環境基準の類型指定（変更）（県告示 1601 号）
10.28	環境フェア開催（純心女子大学）
11.17	原子力防災訓練
11.19	飲食店営業等に係る音響機器の使用制限区域の指定（変更）（県告示 1438 号）

2 大気

(1) 環境基準・規制基準

資料 2 -1 大気汚染に係る環境基準

項 目	環 境 基 準	環 境 基 準 の 評 価 方 法
二 酸 化 硫 黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2 % 範囲内にあるもの（365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値）を除外した後の最高値（2 % 除外値）を、環境基準と比較する。ただし、環境基準値を越える日が 2 日以上連続した場合には非達成と評価する。 【長期的評価】
二 酸 化 窒 素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	年間の 1 日平均のうち、低い方から 98 % に相当するもの（98 % 値）を環境基準（0.06ppm）と比較して評価する。 【長期的評価】
浮 遊 粒 子 状 物 質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2 % 範囲内にあるもの（365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値）を除外した後の最高値（2 % 除外値）を、環境基準と比較する。ただし、環境基準値を越える日が 2 日以上連続した場合には非達成と評価する。 【長期的評価】
一 酸 化 炭 素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	測定を行った日についての 1 日平均値、8 時間平均値、又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。 【短期的評価】
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	—
ベ ン ゼ ン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	1 年平均値が 0.15ppm 以下であること。	

環境基準の評価は、一般に、二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質については健康に慢性影響を及ぼすことから長期的評価、一酸化炭素・光化学オキシダントについては急性影響を及ぼすことから短期的評価が使われている。

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

非メタン炭化水素	午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にあること。
----------	--

資料 2 -2 硫黄酸化物の排出基準

次の式により算出した硫黄酸化物の量（K値規制方式）

$$q = K \times 10^{-3} \times H e^2$$

q : 硫黄酸化物の量 (Nm³/h)

K : 地域ごとに政令で定められた数値

(川内地域: 11.5 川内地域以外: 17.5)

He : 補正された排出口の高さ (m)

K値は、3.0～17.5の間で16ランクに分けられ、小さい値ほど厳しくなる。川内地域は、11.5で16ランク中13ランクにあり、九州では、八代市、水俣市と同じ値。

資料 2 -3 ばいじんの排出基準（抄）

令別表 第1の 番号	ばい煙発生施設	規 模	排 出 基 準 (g/Nm ³)	備 考
1	ボイラー（ガス専焼）	排出ガス量 4 万 Nm ³ /h 未満 排出ガス量 4 万以上	0.10 0.05	
	ボイラー （液体専焼又は、ガス液体混 焼）	排出ガス量 1 万 Nm ³ /h 未満	0.30	既設は当分の間 0.18 既設は当分の間 0.07
		排出ガス量 1 万～4 万 Nm ³ /h	0.25	
		排出ガス量 4 万～20 万 Nm ³ /h	0.15	
		排出ガス量 20 万 Nm ³ /h 以上	0.05	
9	ボイラー （紙パルプ製造に伴い発生す る黒液専焼及び液体混焼）	排出ガス量 4 万 Nm ³ /h 未満	0.30	既設は当分の間 0.35 既設は当分の間 0.35 既設は当分の間 0.20
		排出ガス量 4 万～20 万 Nm ³ /h	0.25	
		排出ガス量 20 万 Nm ³ /h 以上	0.15	
	ボイラー（その他）	排出ガス量 4 万 Nm ³ /h 未満	0.30	既設は当分の間 0.40
9	焼成炉（石灰焼成炉のうち土中 釜以外）		0.30	
	焼成炉（耐火物製造用）	排出ガス量 4 万 Nm ³ /h 未満	0.20	
11	乾燥炉（骨材）		0.50	2 万 Nm ³ /h 未満の既設は当 分の間 0.60
	乾燥炉（その他）	排出ガス量 4 万 Nm ³ /h 未満	0.20	既設は当分の間 1 万 Nm ³ /h 未満 0.35 1 万～4 万 Nm ³ /h 0.30
13	廃棄物焼却炉	焼却能力 2 千 kg/h 未満	0.15	既設は当分の間 0.25 既設は当分の間 0.15 既設は当分の間 0.08
		焼却能力 2 千～4 千 kg/h	0.08	
		焼却能力 4 千 kg/h 以上	0.04	
30	ディーゼル機関（重油換算 50ℓ/h）		0.10	非常用施設には当分の間 適用しなし
31	ガス機関（重油換算 35ℓ/h）		0.05	
32	ガソリン機関（重油換算 35ℓ/h）		0.05	

注) 1 「既設」は、昭和57年6月1日（廃棄物焼却炉は平成10年7月1日）に現に設置しているもの。

2 廃棄物焼却炉において、「既設」については平成12年4月1日から施行する。

3 小型ボイラーのうちガス、軽質液体燃料（灯油、軽油、A重油）を専焼又は混焼するものについては当分の間適用しない。

資料 2 -4 窒素酸化物の排出基準（抄）

令別表 第1の 番 号	ばい煙発生施設	(排出ガス量) Nm ³ /h	排 出 基 準 (ppm)				
			48.8.9 までに 設置のもの	48.8.10～ 50.12.9まで に設置のもの	50.12.10～ 52.6.17まで に設置のもの	52.6.18～ 54.8.9までに 設置のもの	54.8.10以降 設置のもの
1	ボ イ ラ ー (ガス専焼)	1 万未満	150				
	ボ イ ラ ー (液体燃焼)	50 万 以上				130	
		10 万～ 50 万	190	180	150		
		4 万～ 10 万					
		1 万～ 4 万	230				
		5 千～ 1 万	250			180 250 (52.6.18 ～ 9.9 設置のもの) (の)	180
		5 千未満					
9	焼 成 炉 (耐火物原料製造用)		450				400
11	乾 燥 炉		250				230
13	廃 棄 物 焼 却 炉 (連 続 炉)	4 万未満	300				250
13	廃 棄 物 焼 却 炉 (連続炉以外のもの)	4 万以上	-	-	-	250	

注) 小型ボイラーのうちガス、軽質液体燃料(灯油、軽油、A重油)を専焼又は混焼するものについては当分の間適用しない。

資料 2 -5 塩化水素の排出基準（抄）

ばい煙発生施設	規 模	排 出 基 準 (mg/Nm ³)
廃棄物焼却炉	火格子面積 2m ² 以上、又は焼却能力 200kg/h 以上	700

資料 2 -6 一般粉じん発生施設の構造基準（抄）

令別表第2 の 番 号	発 生 施 設	規 模	構 造 ・ 使 用 ・ 管 理
2	鉱物又は土石の堆積場	面積 1000m ² 以上	・ 飛散しにくい構造の建築物内に設置 ・ 散水設備による散水 ・ 防じんカバー ・ 薬液の散布又は表層の締固め
3	ベルトコンベア及び バケットコンベア(鉱物、 土石、セメント)	ベルト巾 75cm 以上 又は、バケットの内 容積が 0.03m ³ 以上	・ 飛散しにくい構造の建築物内に設置 ・ コンベアの積込、積降部にフード及び集じん機が設置され、 上記以外の部分に、散水設備又は、防じんカバーの設置 ・ 散水設備による散水 ・ 防じんカバーの設置
4	破碎機及び摩砕機 (鉱物、岩石、セメント)	原動機の定格出力 75kW 以上	・ 飛散しにくい構造の建築物内に設置 ・ フード及び集じん機の設置
5	ふるい (鉱物、岩石、セメント)	原動機の定格出力 15kW 以上	・ 散水設備による散水 ・ 防じんカバーの設置

(2) 大気環境の測定結果

資料 2-7 二酸化硫黄 (SO₂) 濃度の測定結果

(単位: ppm)

測 定 局		年度	年平均値	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とそ の割合		日平均値が 0.04ppm を超えた時間数とそ の割合		1 時間値 の最高値	日平均値の 2 %除外値	日 平 均 値 が 0.04ppm を 超 えた日が 2 日 以上連続した ことの有無	環境基準の 長期的評価
				時間	%	時間	%				
鹿 児 島 県	川内環境監視センター	17	0.001	0	0	0	0	0.020	0.003	無	○
		16	0.001	0	0	0	0	0.021	0.004	無	○
		15	0.001	0	0	0	0	0.033	0.004	無	○
		14	0.004	0	0	0	0	0.032	0.007	無	○
		13	0.005	0	0	0	0	0.066	0.009	無	○
	(旧)川内保健所	14	0.004	0	0	0	0	0.031	0.008	無	○
		13	0.004	0	0	0	0	0.040	0.008	無	○
		12	0.004	0	0	0	0	0.054	0.008	無	○
		11	0.004	0	0	0	0	0.068	0.007	無	○
		10	0.005	0	0	0	0	0.059	0.009	無	○
	高 江	16	0.001	0	0	0	0	0.023	0.002	無	○
		15	0.001	0	0	0	0	0.023	0.003	無	○
		14	0.003	0	0	0	0	0.040	0.006	無	○
		13	0.003	0	0	0	0	0.046	0.007	無	○
		12	0.003	0	0	0	0	0.037	0.006	無	○
	寄 田	17	0.001	0	0	0	0	0.020	0.003	無	○
		16	0.001	0	0	0	0	0.016	0.002	無	○
		15	0.001	0	0	0	0	0.020	0.004	無	○
		14	0.001	0	0	0	0	0.025	0.003	無	○
		13	0.001	0	0	0	0	0.045	0.004	無	○
九 州 電 力	久 見 崎	17	0.003	0	0	0	0	0.027	0.006	無	○
		16	0.003	0	0	0	0	0.030	0.006	無	○
		15	0.003	0	0	0	0	0.043	0.007	無	○
		14	0.003	0	0	0	0	0.035	0.011	無	○
		13	0.002	0	0	0	0	0.035	0.005	無	○
	水 引	17	0.003	0	0	0	0	0.034	0.006	無	○
		16	0.002	0	0	0	0	0.062	0.010	無	○
		15	0.002	0	0	0	0	0.025	0.007	無	○
		14	0.003	0	0	0	0	0.043	0.005	無	○
		13	0.002	0	0	0	0	0.037	0.006	無	○
	西 方	17	0.003	0	0	0	0	0.025	0.006	無	○
		16	0.003	0	0	0	0	0.035	0.007	無	○
		15	0.003	0	0	0	0	0.032	0.007	無	○
		14	0.003	0	0	0	0	0.043	0.006	無	○
		13	0.003	0	0	0	0	0.025	0.005	無	○
	高 城	17	0.003	0	0	0	0	0.069	0.006	無	○
		16	0.002	0	0	0	0	0.003	0.006	無	○
		15	0.002	0	0	0	0	0.067	0.006	無	○
		14	0.002	0	0	0	0	0.034	0.005	無	○
		13	0.002	0	0	0	0	0.089	0.005	無	○
環 境 基 準		1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下									
環境基準の評価方法		年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2 % 範囲内にあるもの（ 3 6 5 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値）を除外した後の最高値（ 2 % 除外値）を、環境基準と比較する。ただし、環境基準値を越える日が 2 日以上連続した場合には非達成と評価する。【長期的評価】									

(資料 : 鹿児島県環境管理課 , 九州電力 (株))

資料 2 -8 二酸化窒素 (NO₂) 濃度の測定結果

(単位: ppm)

測 定 局		年度	1 日平均値 (98%値)	1 時 間 値		環境基準の 長期的評価
				年平均値	最高値	
鹿 児 島 県	川内環境監視センター	17	0.018	0.009	0.065	○
		16	0.018	0.009	0.147	○
		15	0.018	0.009	0.073	○
		14	0.018	0.010	0.060	○
		13	0.023	0.012	0.109	○
	(旧)川内保健所	14	0.018	0.009	0.056	○
		13	0.019	0.010	0.056	○
		12	0.019	0.009	0.047	○
		11	0.019	0.009	0.046	○
		10	0.018	0.009	0.056	○
	高 江	16	0.012	0.005	0.031	○
		15	0.011	0.005	0.030	○
		14	0.011	0.005	0.033	○
		13	0.012	0.005	0.059	○
		12	0.013	0.005	0.035	○
	寄 田	17	0.005	0.002	0.013	○
		16	0.005	0.002	0.031	○
		15	0.005	0.002	0.022	○
		14	0.005	0.002	0.015	○
		13	0.004	0.002	0.023	○
	川内測定局 (自動車排ガス測定局)	17	0.024	0.015	0.054	○
		16	0.029	0.019	0.060	○
		15	0.030	0.019	0.062	○
		14	0.030	0.019	0.063	○
		13	0.029	0.019	0.058	○
九州電力	高 城	17	0.004	0.002	0.023	○
		16	0.005	0.002	0.018	○
		15	0.005	0.002	0.021	○
		14	0.006	0.003	0.057	○
		13	0.008	0.003	0.031	○
環 境 基 準		1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること				
環境基準の評価方法		年間の 1 日平均のうち、低い方から 9 8 % に相当するもの (9 8 % 値) を環境基準 (0.06ppm) と比較して評価する。【長期的評価】				

(資料: 鹿児島県環境管理課, 九州電力(株))

資料 2 -9 浮遊粒子状物質 (SPM) 濃度の測定結果

(単位: mg/m³)

測 定 局		年度	1 時 間 値		日平均値の 2%除外値	日平均値が0.1mg/m ³ を 超えた日が2日以上連 続したことの有無	環境基準の 長期的評価
			年平均値	最 高 値			
鹿 児 島 県	川内環境監視センター	17	0.030	0.253	0.062	無	○
		16	0.024	0.181	0.051	無	○
		15	0.025	0.186	0.056	無	○
		14	0.026	0.239	0.064	有	×
		13	0.027	0.357	0.059	有	×
	(旧)川内保健所	14	0.024	0.243	0.066	無	○
		13	0.028	0.345	0.065	有	×
		12	0.028	0.175	0.061	無	○
		11	0.027	0.252	0.058	無	○
		10	0.029	0.147	0.070	無	○
	高 江	16	0.026	0.171	0.054	無	○
		15	0.026	0.172	0.063	無	○
		14	0.024	0.320	0.062	無	○
		13	0.027	0.896	0.069	有	×
		12	0.028	0.635	0.067	無	○
	寄 田	17	0.028	0.202	0.071	無	○
		16	0.021	0.157	0.046	無	○
		15	0.021	0.190	0.052	無	○
		14	0.023	0.218	0.067	無	○
		13	0.025	0.340	0.057	無	○
	川内測定局 (自動車排ガス測定局)	17	0.031	0.228	0.061	無	○
		16	0.026	0.185	0.053	無	○
		15	0.027	0.216	0.057	無	○
		14	0.031	0.265	0.069	有	×
		13	0.034	0.387	0.070	有	×
九 州 電 力	久 見 崎	17	0.028	0.177	0.064	無	○
		16	0.022	0.179	0.048	無	○
		15	0.024	0.147	0.060	無	○
		14	0.037	0.407	0.136	有	×
		13	0.037	0.999	0.105	有	×
	水 引	17	0.023	0.412	0.056	無	○
		16	0.017	0.242	0.039	無	○
		15	0.020	0.230	0.049	無	○
		14	0.027	0.321	0.086	有	×
		13	0.027	0.292	0.062	有	×
	西 方	17	0.025	0.241	0.064	無	○
		16	0.019	0.169	0.044	無	○
		15	0.020	0.127	0.050	無	○
		14	0.025	0.650	0.074	無	○
		13	0.024	0.299	0.058	有	×
	高 城	17	0.021	0.192	0.052	無	○
		16	0.020	0.251	0.048	無	○
		15	0.025	0.273	0.078	有	×
		14	0.031	0.999	0.082	有	×
		13	0.025	0.316	0.067	無	○
環 境 基 準		1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること					
環境基準の評価方法		年間の1日平均値のうち、高い方から2％範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外した後の最高値（2％除外値）を、環境基準と比較する。ただし、環境基準値を越える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。【長期的評価】					

(資料: 鹿児島県環境管理課, 九州電力(株))

資料 2 -1 0 一酸化炭素(CO)濃度の測定結果

(単位: ppm)

測 定 局		年度	1 時 間 値		日平均値の 2%除外値	環境基準を超えた日が 2日以上連続したこと の有無	環 境 基 準 の 短期的評価
			年平均値	最 高 値			
鹿 児 島 県	川内測定局 (自動車排ガス測定局)	17	0.5	2.5	0.8	無	○
		16	0.5	4.4	0.9	無	○
		15	0.5	2.9	1.0	無	○
		14	0.6	3.1	1.0	無	○
		13	0.6	4.0	1.0	無	○
環 境 基 準		1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること					
環境基準の評価方法		測定を行った日についての1日平均値、8時間平均値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。【短期的評価】					

(資料: 鹿児島県環境管理課)

資料 2 -1 1 光化学オキシダント(O_x)濃度の測定結果

(単位: ppm)

(単位: ppm)

測 定 局		年度	昼間(5 ~ 2 0 時) の 1 時 間 値			
			年平均値	最 高 値	0.06ppm を超えた	
					日 数	時 間
鹿 児 島 県	川内環境監視センター	17	0.037	0.119	139	861
		16	0.032	0.097	69	407
		15	0.027	0.089	51	206
		14	0.026	0.083	26	99
		13	0.022	0.068	6	25
環 境 基 準		1時間値が 0.06ppm 以下であること				

(資料: 鹿児島県環境管理課)

資料 2 -1 2 非メタン炭化水素濃度の測定結果

(単位: ppmC)

測 定 局		年度	午前6時から9時までの3時間平均値					
			年平均値	最 高 値	0.20ppmCを超えた		0.31ppmCを超えた	
					日 数	割 合(%)	日 数	割 合(%)
鹿 児 島 県	川内環境監視センター	17	0.16	0.55	74	20.4	12	3.3
		16	0.22	0.52	211	58.6	29	8.1
		15	0.22	0.72	170	46.4	48	13.1
		14	0.26	0.80	275	75.5	104	28.6
		13	0.29	0.69	302	82.7	140	38.4
	川内測定局 (自動車排ガス測定局)	17	0.29	0.94	283	78.2	113	31.2
		16	0.37	0.93	327	90.8	231	64.2
		15	0.39	0.73	352	97.8	273	75.8
		14	0.37	0.78	351	96.7	237	65.3
		13	0.33	0.67	324	89.3	203	55.9
指 針		午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にあること						

(資料: 鹿児島県環境管理課)

資料 2 -1 3 有害大気汚染物質濃度の測定結果

(年平均値)

測 定 局		年 度	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ベ ン ゼ ン	1,3-ブタジエン	アセトアルデヒド
			μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³
鹿児島県	川内測定局 (自動車排ガス測定局)	17	0.031	0.023	2.4	0.32	2.7
		16	0.060	0.047	2.8	0.43	2.3
		15	0.067	0.068	2.7	0.44	1.7
		14	0.072	0.071	3.4	0.48	1.5
		13	0.053	0.095	2.7	0.39	1.5
環 境 基 準			200	200	3	-	-

(年平均値)

測 定 局		年 度	ホルムアルデヒド	ベンゾ(a)ピレン	アクリロニトリル	塩化ビニルモノマー	ジクロロメタン
			μg/m³	ng/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³
鹿児島県	川内測定局 (自動車排ガス測定局)	17	2.4	0.24	0.083	0.021	1.2
		16	2.3	0.27	0.091	0.026	1.6
		15	2.0	0.27	0.12	0.028	1.2
		14	2.4	0.37	0.072	0.047	1.2
		13	2.1	0.29	0.051	0.016	1.0
環 境 基 準			-	-	-	-	150

(資料：鹿児島県環境管理課)

資料 2 -1 4 酸性雨の状況

pH (月平均値)

測 定 局	平 成 1 7 年 度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
環境保健センター	4.8	4.6	4.7	5.1	5.0	—	4.7	4.6	—	4.0	4.4	4.4
鹿児島市喜入町	4.58	4.16	4.56	4.81	4.53	5.67	5.99	—	—	5.03	5.5	—

(資料：鹿児島県環境管理課，鹿児島市環境保全課)

(3) 届出状況

資料 2 -1 5 ばい 煙発生施設に係る届出数

〔平成18年3月31日現在〕

(1) 大気汚染防止法に基づくばい 煙発生施設（電気事業法に基づく施設を含む）

令別表第1の項番号	特 定 施 設 名	施 設 数
1	ボイラー（伝熱面積 10㎡以上又は燃焼能力 50ℓ/h 以上のもの）	93
9	焼成炉	50
10	反応炉	1
11	乾燥炉	11
13	廃棄物焼却炉	11
29	ガスタービン	3
30	ディーゼル機関	80
施 設 合 計		249
工 場 ・ 事 業 場 合 計		90

（資料：鹿児島県環境管理課）

(2) 鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設

特 定 施 設 名	施 設 数
ボイラー（伝熱面積 8㎡以上 10㎡未満でかつ燃焼能力 50ℓ/h 未満のもの）	30
工 場 ・ 事 業 場 合 計	26

（資料：鹿児島県環境管理課）

(3) 旧川内市公害防止条例に基づく指定施設

特 定 施 設 名	施 設 数
ボイラー（伝熱面積 8㎡未満でかつ燃焼能力 50ℓ/h 未満のものであって、個々の伝熱面積の合計が 8㎡を超えるもの）	2
工 場 ・ 事 業 場 合 計	1

資料 2 -1 6 一般粉じん発生施設に係る届出数

〔平成18年3月31日現在〕

(1) 大気汚染防止法に基づく特定施設

特 定 施 設 名	施 設 数
コークス炉(原料処理能力 50t/d 以上)	0
鉱物又は土石の堆積場(面積 1,000㎡以上)	35
ベルトコンベア及びバケットコンベア(ベルト幅 75cm 以上、バケットの内容積 0.03m³以上)	55
破碎機及び摩砕機(定格出力 75kw 以上)	19
ふるい(定格出力 15kw 以上)	9
施 設 合 計	118
工 場 ・ 事 業 場 合 計	20

（資料：鹿児島県環境管理課）

(2) 鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設

特 定 施 設 名	施 設 数
鉱物又は土石の堆積場（面積 500㎡以上 1,000㎡未満のもの）	13
セメント運搬用ベルトコンベア（幅 60cm 以上 75cm 以下のもの）	0
動力打綿機及び製綿施設	6
木材チップ又は木粉の堆積場（面積 300㎡以上のもの）	6
チップパー（定格出力 2.25kw 以上）	9
碎木機	1
施 設 合 計	35
工 場 ・ 事 業 場 合 計	25

（資料：鹿児島県環境管理課）

(3) 旧川内市公害防止条例に基づく指定施設

特 定 施 設 名		施 設 数
鉋物又は土石の堆積場（面積 300㎡ 以上 500㎡ 未満のもの）		5
ベルトコンベア	鉋物又は土石用（幅 30cm 以上 75cm 未満のもの）	83
	セメント運搬用（幅 30cm 以上 60cm 未満のもの）	0
木材チップ又は木粉の堆積場（面積 150㎡ 以上 300㎡ 未満のもの）		0
木材チップ吐出施設（定格出力 3.75kw 以上）		7
製材用帯のご盤及び丸のご盤（定格出力 7.5kw 以上のもの）		42
施 設 合 計		137
工 場 ・ 事 業 場 合 計		31